

平川市事業継続応援事業補助金 Q&A

～ 目次 ～

No	内容	ページ
Q 1	対象となる取組は具体的にどのようなものですか？	1
Q 2	経費は、具体的にどのようなものが補助対象となるのか。	1
Q 3	既に完了した事業であっても申請可能か。	2
Q 4	どのような事業者が対象となるか。	2
Q 5	本店は市外だが、店舗は市内にある場合は対象となるか	3
Q 6	市内に住んでいる個人事業主が市外で飲食店を営んでいる場合は対象となるか。	3
Q 7	多店舗展開しているが、店舗ごとに申請可能か。	3
Q 8	感染防止対策の取組も対象になるのか。	3
Q 9	普段使用している設備が古くなったので、新しいものに入れ替えたいが対象になるか。	3
Q 10	新商品を作りたいが、原材料の購入費は対象になるか。	3
Q 11	普通車両の購入は対象になるか。	3
Q 12	新たにホームページを立ち上げたが、通信料や保守料は対象になるか。	3
Q 13	新たな販路開拓のため、商品のパッケージデザインを改良したいが対象になるか。	3
Q 14	チラシを折り込みたいが対象になるか。	3
Q 15	申請はいつまでにすればよいか。	4
Q 16	事業はいつまでに実施すればよいか。	4
Q 17	対象期間は「令和3年3月31日まで」とされているが、その月以降も継続して実施する取組の場合、完了日はいつに設定すればよいか。	4
Q 18	補助金はいつ貰えるのか。	4
Q 19	事業を完了し、実際にかかった経費が当初の申請額より大幅に増えてしまったが、増えた分の経費を補助してもらえるのか。	4
Q 20	創業してから間もないため、確定申告書がありません。	4
Q 21	感染予防対策に係る経費について、空気清浄機能付きのエアコンは対象になりますか。	5
Q 22	銀行振込、ネットバンキングにて支払いを行ったため、領収書がありません。	5

Q1 対象となる取組は具体的にどのようなものですか？

新型コロナウイルス感染症の影響による経営環境の変化を捉えた取組であり、以下のいずれかに該当するものとなります。

補助対象事業の区分	例
①売上回復・販路開拓のための取り組み	<ul style="list-style-type: none">・夜営業の居酒屋がランチ営業を始める・物産のネット販売事業に参入する・店舗の改装 ・ 宣伝広告を出す 等 <p>(R2 年度実績例)</p> <ul style="list-style-type: none">・来客増加を図るため TVCM 放送・客席数を追加するため、店内改装実施・県内情報誌へ広告宣伝掲載・売り上げ回復のためテイクアウトを開始
②新商品・新規サービスの開発	<ul style="list-style-type: none">・新商品を開発し、販売する・web を使用したサービスの提供を始める 等 <p>(R2 年度実績例)</p> <ul style="list-style-type: none">・新たに web コンテンツを販売開始・新分野への参入及びサービス提供開始
③設備の更新または新型コロナウイルス感染予防対策に係るもの	<ul style="list-style-type: none">・既存設備の更新・感染予防対策に係る備品購入費（飛沫防止パーテーション、加湿器、空気清浄機、空間除菌機、検温機器）

※①、②について、業務の効率化、人件費の削減などは認められません。

事業内容の詳細や申請予定の事業内容については、申請前に事前にご相談ください。

Q2 経費は、具体的にどのようなものが補助対象となるのか。

次に記載の経費に該当するものが対象です。

(ただし、自社以外に対して物品や役務などの発注・納品及び支払いを行ったことが確認でき、その明細が分かるものに限ります。)

経費区分	例
①広告宣伝費	宣伝広告に要する経費
②印刷製本費	チラシ、パンフレット、カタログ等の制作に要する経費
③報償費	外部専門家、アドバイザーに対する謝金
④委託費	デザイン、web ページ制作等外部に委託する経費
⑤備品購入費	新たな取り組みを行うために必要な設備、機械器具、什器備品等に要する経費
⑥工事請負費	新たな取り組みを行うために必要な店舗・施設の改装・改修工事に要する経費
⑦その他	上記以外で市長が特に必要と認める経費

※ただし、次の経費は対象外です。

- ・通常発生する経費（光熱水費、使用料、保守料等）への補填であるもの
- ・消耗品の購入費
- ・汎用品の購入費（パソコンなど）
- ・消費税
- ・自社内部の取引によるもの
- ・補助対象事業に直接的に寄与すると認められないもの
- ・本補助金の趣旨に反するもの、又は、社会通念上不適切と認められる経費

Q3 既に完了した事業であっても申請可能か。

既に着手している・完了している場合は申請不可です。

Q4 どのような事業者が対象となるか。

市内に本社又は主たる事業所を置く事業者であり、現に事業を営んでおり、かつ、今後1年以上事業を営む予定である中小企業者が対象となります。

補助対象となり得る者
<ul style="list-style-type: none"> ・会社（株式会社、合名会社、合資会社、合同会社、有限会社） ・個人事業主（農林漁業、金融・保険業を除く。） ・農業法人（会社法の会社又は有限会社に限る。）

ただし、次の方は申請できません。

- ・令和2年度平川市内事業者事業継続応援事業補助金の交付を受けたことがある方

また、次の方は感染予防対策に係る経費については申請できません。

- ・平川市内事業所クラスター感染予防対策事業補助金の交付を受けたことがある方

Q5 市外に住んでいる個人事業主が市内で飲食店を営んでいる場合は対象となるか。

対象となります。

Q6 市内に住んでいる個人事業主が市外で飲食店を営んでいる場合は対象となるか。

対象とはなりません。

Q7 多店舗展開しているが、店舗ごとに申請可能か。

申請できません。店舗ごとではなく、1事業者として申請となります。

Q10 新商品を作りたいが、原材料の購入費は対象になるか。

原材料費は、対象となりません。

Q11 普通車両の購入は対象になるか。

移動販売車として使用する目的であれば対象となります。
通常の営業車等の用途として購入する場合は対象外です。

Q12 新たにホームページを立ち上げたが、通信料や保守料は対象になるか。

対象となりません。

ホームページの開設にかかった初期費用については対象となりますが、通信料や保守料等のランニングコストは対象外です。

Q13 新たな販路開拓のため、商品のパッケージデザインを改良したいが対象になるか。

対象となります。

Q14 チラシを折り込みたいが対象になるか。

売り上げ回復等のため、新たに宣伝広告を行うためのチラシを折り込むのであれば、対象となります。

通常行っているチラシ折り込みについては対象となりません。

Q15 申請はいつまでにすればよいか。

申請書の提出期限は令和4年1月31日（必着）です。

なお、受付状況により、予算の上限に達した時点で受付を終了します。申請予定がある場合は早めに申請ください。

Q16 事業はいつまでに実施すればよいか。

令和4年3月31日までに、補助対象事業に係る納品及び支払いを完了してください。期限内に納品及び支払いが完了しない経費については、補助対象外になります。

Q17 対象期間は「令和4年3月31日まで」とされているが、その月以降も継続して実施する取組の場合、完了日はいつに設定すればよいか。

本補助金は令和4年3月31日までに納品及び支払いを完了する事業が対象です。完了日については、最後に支払いが完了する日付を記載してください。

Q18 補助金はいつ貰えるのか。

補助金の支払いは、事業完了後の精算払いとなります。

事業の完了日から30日以内または令和4年3月31日のいずれか早い期日までに実績報告書を提出してください。実績報告書を受領後、内容を審査した後、「交付確定通知書」を送付します。

交付確定通知書がお手元に届きましたら、「補助金請求書（様式第7号）」を提出してください。提出から30日以内を目安に口座振込にてお支払いします。

Q19 事業を完了し、実際にかかった経費が当初の申請額より大幅に増えてしまったが、増えた分の経費を補助してもらえるのか。

当初の申請額から増額し交付決定額を上回る場合、又は事業内容の変更をする場合は、その理由を明確にしたうえで、実績報告より前に「事業内容変更承認申請書（第8様式）」を提出してください。

理由によっては認められない場合があります。見積もりの取得は計画的に行ってください。

Q20 創業してから間もないため、確定申告書がありません。

確定申告書の代わりに、法人の場合は法人設立届出書の写し、個人事業主の場合は個人事業の開業・廃業等届出書の写し又は事業開始を証明できるものを添付してください。

Q21 感染予防対策に係る経費について、空気清浄機能付きのエアコンは対象になりますか。

感染予防対策に係る経費について、エアコンは対象外です。飛沫防止パーテーション、加湿器、空気清浄機、空間除菌機、検温機器など、主として感染予防の用途に使用される物が対象です。

Q22 銀行振込、ネットバンキングにて支払いを行ったため、領収書がありません。

領収書がない場合、請求書と合わせて、銀行振込の場合は「振込金受取書等」の写し、ネットバンキングの場合は「取引結果を確認できるページ」を提出してください。

【支払い証拠書類の注意点】

- 請求書及び領収書を発行してもらうように事前に確認してください。
- クレジットカードによる支払いは原則として行わないでください。
- 領収書の宛名が申請者と合致しない場合には補助対象とできません。
- 請求書又は領収書の明細が「一式 ○○円」等となっていて、経費内訳を確認できない場合、補助金の査定ができません。補助金の査定ができない場合は補助対象としないのでご注意ください。
- なお、領収書に明細が記載されている場合は、請求書の提出は不要です。